

総務委員会会議記録

総務委員長 関根 敏伸

1 日時

平成 22 年 3 月 4 日（木曜日）

午前 10 時 1 分開会、午後 1 時 22 分散会

（休憩 午前 11 時 21 分～午前 11 時 23 分、午前 11 時 56 分～午後 1 時 2 分）

2 場所

第 1 委員会室

3 出席委員

関根敏伸委員長、木村幸弘副委員長、渡辺幸貫委員、五日市王委員、高橋昌造委員、千葉伝委員、○下正信委員、飯澤匡委員、阿部富雄委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

菅原担当書記、熊原担当書記、花山併任書記、佐々木併任書記、八重樫併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 総合政策部

高前田総合政策部長、中村総合政策部副部長兼首席政策監、大平政策調査監、木村政策推進課総括課長、小向政策推進課政策課長、高橋政策推進課評価課長、長岡調査統計課総括課長、川口広聴広報課総括課長、清水広聴広報課情報公開課長、八重樫国体推進課総括課長

(2) 地域振興部

加藤地域振興部長、工藤地域振興部副部長兼地域企画室長、佐々木地域企画室交通政策参事、鈴木地域企画室企画課長、平野地域企画室交通課長、小原市町村課総括課長、岩間NPO・文化国際課総括課長、紺野IT推進課総括課長、菊池地域振興支援室長、高橋地域振興支援室県北沿岸振興課長

(3) 総務部

菅野総務部長、菊池総務部副部長兼総務室長、黒田総務室法務私学課長、金田総務室入札課長、高橋参事兼人事課総括課長、八矢予算調製課総括課長、八重樫税務課総括課長、吉田管財課総括課長、大谷総合防災室長、越野総合防災室防災危機管理監、高橋総合防災室防災消防課長

(4) 出納局

古内会計管理者兼出納局長、小守出納局管理課長

(5) 議会事務局

水野議会事務局次長、伊藤議会事務局総務課総括課長

(6) 人事委員会事務局

熊田人事委員会事務局長、及川人事委員会事務局職員課総括課長

(7) 監査委員事務局

千田監査委員事務局長、奈須川監査委員事務局監査第一課総括課長

(8) 警察本部

島村警務部長、吉田警務部参事官兼警務課長、
小野寺生活安全部参事官兼生活安全企画課長、内山会計課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第 39 号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めること
に関し議決を求めることについて

イ 議案第 67 号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めること
に関し議決を求めることについて

ウ 議案第 44 号 平成 21 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）

エ 議案第 52 号 平成 21 年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

オ 議案第 53 号 平成 21 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）

カ 議案第 70 号 平成 21 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）

キ 議案第 71 号 地域活性化・公共投資臨時基金条例

9 議事の内容

○関根敏伸委員長 おはようございます。ただいまから、総務委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、議案 7 件について審査を行います。

なお、審査の都合を考慮し、あらかじめ一部、議案番号順と異なる日程とさせていただいておりますので、御了承をお願いいたします。

初めに、議案第 39 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて及び議案第 67 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて、以上 2 件を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○島村警務部長 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する議案 2 件について、お手元にお配りしております資料に沿って御説明いたします。

初めに、議案第 39 号であります。議案（その 2）の 114 ページをお開き願います。

本件は、昨年 7 月 12 日午前 4 時 6 分ごろ、盛岡東警察署において、同署の警察官が盛岡市内に居住する本件損害賠償の相手方男性を保護室に収容し、ドアを閉める際に、男性の

足がドアのちょうつがい付近に伸びていることに気づかないまま誤ってドアを閉めてしまったことにより、男性の右足第2指の先端をドアの支柱とちょうつがい部分のすき間に挟んでしまい、けがを負わせ損害を与えたものであります。

本件は、このけがに伴う賠償金として、治療費及び投薬料等24万8,030円、治療日数に応じた傷害慰謝料12万1,800円、見舞金2万円の合計38万2,830円を賠償しようとするものであります。

続きまして、議案第67号であります。議案は議案（その5）1ページとなります。本件損害賠償の相手方は、宮城県塩竈市内の男性であります。事案の概要は、本年1月25日午前2時35分ころ、盛岡東警察署の警察官が、職務質問中、路面の凍結により体のバランスを崩して転倒しそうになり、誤って相手方車両の窓ガラスに持っていた懐中電灯をぶつけてしまい、傷を付け、損害を与えたものであります。

本件は、この損害に係る修理費用として4万1,895円を賠償しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第44号平成21年度岩手県一般会計補正予算（第6号）中、第1条第1項、同条第2項、第1表歳入歳出予算補正のうち歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款警察費、第12款公債費及び第13款諸支出金、第2条第2表繰越明許費補正のうち第1款議会費、第2款総務費及び第9款警察費並びに第4条地方債の補正を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八矢予算調製課総括課長 議案第44号平成21年度岩手県一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。議案（その3）の1ページをお開き願います。

通常2月補正は減額が中心になるものでございますが、今回の補正は、事業費の確定等による通常の補正のほか、平成21年度6月補正予算、9月補正予算に続きまして、今後予想される各種の交付金等を活用いたしまして、地域経済の下支えを行うための事業に要する経費について補正を行うものであり、また平成22年度当初予算と一体的に取り組むもので

ありまして、まず第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158億17万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,400億4,175万4,000円とするものであります。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。これにつきましては、後ほど予算に関する説明書により、御説明を申し上げます。

続きまして、第2条から第4条まで、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正につきまして、それぞれ順次御説明を申し上げます。

では、まず11ページをお開き願います。繰越明許費の補正であります。当委員会所管に係るものは1款議会費、2款総務費及び9款警察費であります。これらは国の補正に係る地域活性化・きめ細かな臨時交付金など各種交付金を活用した地域活性化関連事業や事業執行に不測の日数を要したものなど合わせて24事業を計上しているものであります。

11ページの1款議会費であります。これは事務局管理運営でありまして、2款総務費の主なものは、4項地域振興費の中にあります携帯電話等エリア整備事業費補助、また次の12ページになりますが、6項防災費の総合防災緊急対策などであります。

続きまして、20ページをお開き願います。20ページの一番下、警察費であります。この内容の主なものは、21ページの1項警察管理費の中にあります警察署等修繕、交番、駐在所建設事業などがございます。

続きまして、24ページをお開き願います。債務負担行為補正でございます。24ページの1追加及び26ページの2変更のとおりでございます。当委員会所管に係るものはございません。

続きまして、27ページを御覧ください。地方債の補正でございます。第4表地方債補正であります。1の追加は、県税の減収に伴い、減収補てん債の特例分を約70億円を限度として発行しようとするものであります。28ページの2変更は、並行在来線対策事業など12件につきまして起債の限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の3ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。1款県税のうち1項県民税につきましては、1目個人の増、2目法人の減などがございまして、補正額の合計は、一番下でございます、6,700万円の増額となっております。

続きまして4ページ、同じく1款県税のうち2項事業税につきましては、2目法人の落ち込みなどから、補正額の合計は5億6,000万円の減額となっております。

下の5ページ、3項地方消費税につきましては、1目譲渡割の減などにより補正額の合計は2億2,600万円の減額となっております。

次に、6ページにまいりまして、4項不動産取得税につきましては、現年課税分が見込みを上回ったことによる増等によりまして、補正額は7,700万円の増額となっております。

次の7ページ、5項県たばこ税は800万円の減額でございます。

次のページにまいりまして8ページの6項ゴルフ場利用税は300万円の減額となっております。

次の9ページ、7項自動車取得税でございますが、エコカー購入支援策の効果などにより新規登録台数が見込みを上回ったことなどから、補正額は1億5,200万円の増額となっております。

10ページ、8項軽油引取税でございますけれども、当初予算編成時の見込みに比べまして物流の状況等が若干上回っているということでございまして、補正額は7億3,900万円の増額となっております。

11ページ、9項自動車税でございますが、自動車取得税と同様、エコカー購入支援策の効果等によりまして新規登録台数が一定程度見込みより増加したということでございまして、補正額は2億4,200万円の増額となっております。

続きまして、12ページの10項鉦区税は100万円の増額、次の13ページ、12項産業廃棄物税は200万円の増額となっております。

続きまして、14ページ、13項旧法による税は節間補正でございます。

続きまして、15ページ、2款地方消費税清算金1項地方消費税清算金につきましては、都道府県間の調整で他県から支払われる清算金でございますが、収入額の確定による21億800万円の増額でございます。

続きまして、16ページ、3款地方譲与税、1項地方法人特別譲与税につきましては、景気低迷の影響などによりまして12億8,200万円の減額となっております。

続きまして、17ページ、2項地方揮発油譲与税は1億1,300万円の減額でございます。

18ページにまいりまして、3項石油ガス譲与税でございますが、石油ガス譲与税は2,200万円余の減額となっており、19ページ、4項地方道路譲与税は2億8,100万円の増額、20ページにまいりまして、5項航空機燃料譲与税は200万円の増額となっております。

次に21ページ、4款地方特例交付金1項地方特例交付金につきましては1,700万8,000円の減額でございます。

次の22ページ、2項特別交付金につきましては1,189万1,000円の増額となっております。

23ページ、5款地方交付税につきましては、普通交付税の確定及び特別交付税の見込みによりまして、合計24億1,779万4,000円の増額でございます。

次に、24ページにまいりまして、7款分担金及び負担金は、それぞれ事業費の確定に伴う整理でございますが、まず1項分担金につきましては、土地改良関係の分担金の補正でございますが、473万円の減額でございます。

次に25ページ、2項負担金につきましては、1目民生費負担金から26ページの5目教育費負担金まで、補正額の合計は1,928万6,000円の減額でございます。

続きまして27ページ、8款使用料及び手数料は、最終的な収入見込みによりまして、そ

それぞれ整理を行ったものでございます。まず、1項使用料につきましては、1目総務使用料から、飛びまして29ページの9目教育使用料まで、補正額の合計につきましては、次の30ページの計欄でございますが、合計は7,345万8,000円の減額となっております。

31ページ、2項手数料につきましては、これも最終的な収入見込みでございますけれども、1目総務手数料から34ページの9目教育手数料まででございますが、補正額の合計は、このページの計欄にありますとおり1億2,002万6,000円の減額でございます。

続きまして、35ページ、9款国庫支出金のうち1項国庫負担金につきましては、事業費の確定による負担金の決定に伴う整理であります。1目総務費負担金から、次の36ページの7目災害復旧費負担金まで、補正額の合計は37ページの計欄にありますとおり、28億1,916万9,000円の減額となっております。

38ページ、2項国庫補助金につきましては、それぞれ国庫補助事業費の確定に伴う整理を行うとともに、国の補正に係る地域活性化・経済対策臨時交付金や地域活性化・きめ細かな臨時交付金等、各交付金につきましては、それぞれ所要の額を計上するものでございますが、1目総務費補助金から、飛びまして50ページの13目諸支出金補助金までございまして、補正額の合計は、50ページの計欄でございますが、193億2,112万円の増額となっております。

続きまして51ページ、3項委託金につきましては、額の決定に伴う整理でございまして、1目総務費委託金から53ページの7目教育費委託金まででございますが、補正額の合計は1億1,456万9,000円の減額でございます。

次に、54ページでございます。10款財産収入のうち1項財産運用収入につきましては、各種基金の利子の減等によりまして、補正額の合計は5,797万6,000円の減額であります。

55ページ、2項財産売払収入につきましては不動産や物品、生産物の売払収入に伴う整理等でございます。1目不動産売払収入から3目生産物売払収入まで、補正額の合計は56ページの計欄でございますが、1,568万3,000円の減額でございます。

57ページ、11款寄附金につきましては、県境不法投棄関連の廃棄物排出企業からの寄附金等でございます。補正額は6,237万円の増額となっております。

続きまして、58ページでございます。12款繰入金のうち1項特別会計繰入金につきましては、各特別会計からの繰入金の整理のほか、電気事業会計からの当初予定しておりました借り入れを行わないこととしたことによりまして、補正額の合計は、58ページの計欄でございますが、10億3,656万9,000円の減額となっております。

続きまして、59ページ、2項基金繰入金につきましては、各種の基金を活用した事業の確定に伴う整理のほか、財政調整基金など当初予算で予定しておりました主要3基金の活用を取りやめたことによりまして、補正額は99億6,758万円の減額となっております。

続きまして、60ページ、13款繰越金につきましては、これは平成20年度決算に基づく繰越金につきましては41億2,308万円を増額計上するものでございます。

続きまして、61ページ、14款諸収入のうち1項延滞金、加算金及び過料等につきましては

は、県税収入に係る延滞金、加算金等の整理でございまして、補正額の合計は2,878万8,000円の減額であります。

続きまして、62ページ、2項預金利子につきましては5,873万6,000円の増額、63ページの3項公営企業貸付金元利収入につきましても900万円の増額でございます。

続きまして、64ページにまいりまして、4項貸付金元利収入につきましては、各貸付金の元金、利子の収入額の整理であります。補正額は65ページの計欄でございまして、35億695万円の減額となっております。

続きまして、66ページ、5項委託事業収入につきましては、委託事業それぞれの最終見込みで整理したものでございまして、補正額は67ページの計欄でございますが、4,283万9,000円の減額となっております。

続きまして、68ページ、6項収益事業収入につきましては、宝くじ発売収益金の最終見込みで整理したものでございまして、補正額は676万8,000円の減額でございます。

69ページ、7項利子割精算金収入につきましては、補正額64万3,000円の減額となっております。

70ページの8項雑入につきましては、各項目の額の最終見込みの整理でございます。1目滞納処分費から4目雑入まで、補正額の合計は、74ページでございまして、雑入の合計は7,782万1,000円の増額でございます。

続きまして、75ページ、15款県債につきましては、1目総務債から77ページ、先ほど触れました10目減収補てん債の70億円の発行まで含めまして、補正額の合計は60億9,340万円の増額でございます。

なお、平成21年度県債の発行につきましては、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書により説明いたしますので、飛びますが、242ページをお開き願います。

県債の現在高の見込みに関する調書であります。事業区分ごとの内容についての説明は省略させていただきます。243ページの上から4行目の計欄を御覧願います。

数字が入っている計欄、数字の入っている列の左から5列目、補正前の平成21年度末現在高見込み額は1兆4,477億4,833万4,000円ですが、これに今回の補正による新たな60億9,340万円を加えまして、さらに元金償還見込み額94億9,892万2,000円を減じますと、補正後の平成21年度末現在高見込み額、一番右の欄でございますけれども、1兆4,443億4,281万2,000円となるものでございます。

以上、御説明したとおり、今回の補正に係る歳入総額は158億17万円の増額となっております。

続きまして、当委員会の歳出につきまして御説明申し上げます。戻りますが、78ページをお開き願います。当委員会所管の歳出でございます。78ページ、1款議会費、1項議会費につきましては、1目議会費では運営費の減等による整理でございます。

2目事務局費、79ページの3目議員会館費を合わせまして、補正額の合計は3,434万7,000円の減額でございます。

続きまして、80 ページ、2 款総務費のうち 1 項総務管理費でございます。1 目一般管理費は管理運営費の整理、2 目人事管理費につきましては、退職手当の減等、また 82 ページにまいりまして、4 目財産管理費につきましては、財政調整基金及び県債管理基金への積み立てによる増等、5 目会計管理費につきましては、一時借入れの利子の減等でありまして、1 項総務管理費の補正額の合計は、84 ページの下の計欄にありますとおり、41 億 7,288 万 7,000 円の増額となっております。

続きまして、85 ページ、2 項企画費につきましては、1 目企画総務費では、国民体育大会運営基金への 5 億円の積み立てによる増等、2 目計画調査費及び次のページにあります 3 目広聴広報費は、執行見込み等を踏まえた整理でございまして、補正額の合計は、87 ページでございますが、4 億 6,013 万 5,000 円の増額となっております。

続きまして、88 ページ、3 項地域振興費につきましては、1 目地域振興総務費では、管理運営費の減等でありまして、89 ページ、2 目市町村振興費では、事業の確定に伴う市町村総合補助金の減等でございます。

また、飛びまして次の 90 ページ、4 目交通対策費では、並行在来線対策事業費やバス運行対策費の減などございまして、3 項地域振興費の補正額の合計は、91 ページでございますが、計欄にありますとおり、7 億 877 万 6,000 円の減額となっております。

次に、92 ページ、4 項徴税费につきましては、1 目税務総務費では、県税の還付金等の減額のほか、執行見込みを踏まえた整理でございまして、補正額の合計は、93 ページでございますが、2 億 8,891 万 7,000 円の減額となっております。

次に、94 ページ、5 項選挙費につきましては、3 目衆議院議員選挙及び裁判官国民審査費での減等により、補正額の合計は、95 ページでございますが、1 億 6,175 万 4,000 円の減額であります。

96 ページにまいりまして、6 項防災費につきましては、1 目防災総務費では総合防災緊急対策費の減等、2 目消防指導費では地域防災力強化プロジェクト事業費の増等ございまして、補正額の合計は、97 ページでございますが、4,739 万 8,000 円の減額となっております。

続きまして、98 ページ、7 項統計調査費につきましては、国庫委託金の確定に伴うものでございまして、補正額の合計は、99 ページでございますが、1,513 万円の減額でございます。

続きまして、100 ページ、8 項人事委員会費につきましては、委員会費及び事務局費とも執行見込みを踏まえた整理でございまして、補正額の合計は 1,600 万 8,000 円の減額となっております。

101 ページ、9 項監査委員費につきましても、同様に委員費、事務局費とも執行見込みを踏まえた整理でございまして、補正額の合計は 399 万 8,000 円の減額でございます。

以上、2 款総務費の補正総額は 33 億 9,104 万 1,000 円の増額でございます。

続きまして、190 ページをお開き願います。9 款警察費、1 項警察管理費につきましては、

1目公安委員会費、基本的には所要見込みを踏まえました整理でございますが、191ページの4目警察施設費における警察署等修繕費、交番、駐在所建設事業費の増、192ページにまいりまして、5目運転免許費の運転免許試験場等運営費の増等でございます、補正額の合計につきましては、192ページの計欄にありますとおり2億1,950万9,000円の減額となっております。

続きまして193ページ、2項警察活動費につきましては、1目一般警察活動費及び2目刑事警察費は所要見込みを踏まえました整理、194ページの3目交通指導取締費は、交通安全施設整備費の増等でございます、補正額の合計は、195ページでございますが、786万6,000円の減額でございます。

続きまして、222ページをお開き願います。12款公債費につきましては、1目元金の増等によります補正額の合計は97億9,326万8,000円の増額でございます。

次に、223ページ、13款諸支出金、2項公営企業出資金につきましては、一定のルールに基づきまして一般会計から支出しているものでございますが、執行見込額を踏まえました整理でございます、補正額は4,288万2,000円の減額でございます。

続きまして、224ページ、3項公営企業負担金につきましても同様であります、県立病院等事業会計負担金におきましては各種医療機器整備、あるいは旧病院の建物解体等に要する経費を加えまして、補正額は2億2,156万1,000円の増額となっております。

次に、225ページ、4項地方消費税清算金につきましては、地方消費税の確定に伴う都道府県間の清算金の減でございます、補正額は1億5,114万5,000円の減額であります。

次に、226ページ、5項利子割交付金につきましては、県民税利子割の確定に伴う市町村負担金の増でありまして、補正額は9,245万8,000円の増額でございます。

次の227ページ、6項配当割交付金につきましても、同様に額の確定に伴う市町村の交付金の整理でありまして、補正額は999万9,000円の減額でございます。

228ページでございます。7項株式等譲渡所得割交付金におきましても、同様に収入見込み額確定に伴う市町村交付金の整理であり、補正額は473万1,000円の増額でございます。

次の229ページ、8項地方消費税交付金につきましても、同様に収入見込み額確定に伴う市町村交付金の増でございます、補正額は5億5,345万4,000円の増額であり、230ページ、9項ゴルフ場利用税交付金につきましては、同様に補正額1,734万1,000円の増額であります。

次の231ページ、10項特別地方消費税交付金は、同様に75万円の増額であり、次の232ページにまいりまして、11項自動車取得税交付金につきましては4,714万9,000円の減額でございます。

233ページ、12項利子割精算金につきましては14万6,000円の減額であります。

以上、13款諸支出金の補正総額は6億3,897万4,000円の増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○樋下正信委員 県の財産収入の不動産売払収入ですか、過去5年なり10年の推移といますか、どういう状況になっているか、教えていただきたいんですが。

○吉田管財課総括課長 県の不動産売払収入の状況についてお答えいたします。

まず平成21年度、今年度につきましては、当初予算では約2億円の収入を見込んでおりましたが、本日までのところ2億4,300万円ほどの処分になっております。件数は7件、大きなものとしましては、一関工業高等学校のこれは専門学校への売り払いとなっております。

それから、過去の状況についてですが、過去5年と申しますと平成17年度からになります。平成17年度におきましては15件、5億2,300万円ほど、18年度におきましては21件、13億9,700万円ほど、19年度におきましては28件、7億6,400万円ほど、20年度におきましては25件、3億6,100万円ほどとなっております。現下の厳しい経済状況により、だんだん処分の金額が減っているという状況になってございます。

○樋下正信委員 どのくらいの処分を、見込んでいるものというのは全部把握しているのでしょうか。把握しているのであればお願いします。

○吉田管財課総括課長 県全体と申しますと、私どものほうで承知していない医療局等の分もございしますが、私どものほうで把握しておりますものは大体68件ほどで、面積にしまして39万平方メートルほど、台帳の価格で申しますと28億円ほどになります。ただ、これらの事業につきましては、所在地が都市部でなかったり、あるいは老朽化した建物が存在しましたりしまして、なかなか処分が困難な状況になっておりますが、鋭意処分の取り組みを職員とともに進めているところであります。

○樋下正信委員 質問ではないのですけれども、ぜひ御努力していただいて、なかなか厳しい状況だということではございますけれども、県内ではそういうふうな物件があるということではございますので、経済状況にもかなり左右されると思いますけれども、努力していただきたいと思います。

○千葉伝委員 ちょっとこれ細かい話になるかもしれませんが、議案(その3)の11ページ、第2表繰越明許費補正の中の2款総務費、3項地域振興費の携帯電話等エリア整備事業費補助で19億5,300万円とこういう金額が出ています。繰越明許という話になると、できればその年にやらなければならない分を翌年度に繰り越すということになるわけですが、いろいろな事業なり、それから進め方の中でどうしても繰り越ししなければならない、ということだと思えます。もちろん総務委員会にかかるもの以外にもいっぱいあるわけですが、特にこの総務費の中で19億円という額がちょっと突出している感じで見ました。これが平成21年度段階でこの携帯の整備の県内の状況、そういったあたりをお聞きした上で、その19億円が繰越明許になって、来年度は来年度でまたさらにこれにプラスした事業費がついてやられるのか、ちょっとその辺について。

○紺野IT推進課総括課長 携帯電話の整備の状況でございますけれども、本年度は9月補正で90カ所お認めいただきまして、それが今回の繰り越しになってございます。というのは、9月補正での執行になりますので、スケジュールとすれば11月から設計に入ります。

て入札ということでございます。年が明けまして2月以降入札というような手続になってまいりまして、その関係で19億円という額になってきたものです。

また、整備の状況でございますけれども、現時点で203地域のうち、この90カ所も含めまして171地区が解消する見込みとなっております。この事業が、繰り越し事業が完成すれば、不感地域につきましては達成率84.2%ほどが解消になるという状況になってまいりました。

○千葉伝委員 閉会中の委員会でもお聞きした経緯があるのですけれども、その分が今の御説明のとおり、来年度に向けてまた使われるということで、実質は203カ所のうちの84%がこの19億円を使えば解消すると、こういうことで、すると残りという部分、当然これでもできるだけ早く整備してもらいたいと。そしてまた、県のほうでもそれに向けて御努力をしていただくことになるわけですけれども、いずれにしても今回の携帯電話もそうですし、今度は地デジとか、またそっちのほうもどンドン、来年の7月までにと、こういう話になってきます。そっちはちょっとここには入っていませんので。

いずれ、岩手県内の地理的な状況というのが、私が言う話ではないですが、大変厳しい状況にある。そういうようなことですので、大分前の総務大臣は、全国でそういった不感地域を解消するのに、できるだけ難しいところから進めると。こういうことが東京と地方との格差、情報の格差を減らすと、こういうことになるのではないかという答弁も聞いたような気がするのですが、その辺はお金のお話に当然なってくると思いますけれども、いずれ来年に向けて、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。そういうことでよろしく願います。

○木村幸弘委員 それでは、国庫補助金の関係でちょっとお伺いしたいと思いますけれども、今回の補助金の中身の中で、いわゆる従来の地域活性化・経済危機対策臨時交付金と、今回の地域活性化・きめ細かな臨時交付金という形で出されているわけでありましてけれども、例えばこのきめ細かな臨時交付金とこれまでの経済危機対策臨時交付金と、この関係はどのように見ていければいいのかなと思って見ているのですけれども、例えば38ページの財産管理の中では経済危機対策の臨時交付金4,400万円ですか、これが減と。また一方で、きめ細かな臨時交付金が6,300万円の増になっているわけですが、結局これらの交付金事業の中身が事業としては全く違う意味なのか、あるいは、同一の事業を相殺して切り替えた形の性格になっているのか、全体としていろいろとそれぞれあるし、また、それぞれに確定して金額がついている補助金等もありますけれども、その辺の位置づけをちょっと説明いただければと思います。

○八矢予算調製課総括課長 地域活性化・経済危機対策臨時交付金と地域活性化・きめ細かな臨時交付金とありますが、経済交付金は国の1次補正で創設されたもの、きめ細かな交付金は国の2次補正で創設されたものです。経済交付金のほうが幅広くいろんなものに、かなりソフト事業、ハード事業に措置されている。きめ細かな臨時交付金は、基本的にはハード、あとは修繕と建設事業に使えるという内容でございます。

今回、2月補正で政策的な事業でどういうお金のつけ方をしているかと申しますと、6月、9月でさまざま予算化したものがございまして、お認めいただきまして、事業を行った結果、かなり入札が安くなりまして事業費が落ちたものがございまして。そうすると、予算としても不要になりましたので補正で減額をします。その分、使うはずだったものが安く済むので余ってまいりますので、余ったものをほかの事業につけるということで、経済対策臨時交付金をほかの事業に回すということをやっております。ですので、同じ経済交付金でも減の分と、新しくやる増の分と両方ございまして。それから、新しく創設されたきめ細かな臨時交付金でいろいろな事業をするということが増となっている部分がございますので、委員のお尋ねですと、一つの同じ事業で経済交付金からきめ細かな交付金に減らしてふやしてという組み替えをしているわけではなく、別々の事業で、終わって減額するもの、それから新しく行って増になるという整理になっているということでございます。

○木村幸弘委員 わかりました。例えばそうした中では、きめ細かな交付金事業との関係で、ソフト、ハードの違いはあるのですが、連動するような事業というか、つながりがうまく結びついてくるようなものというものはあるのでしょうか。それが1点。

あとそれからこの間の6月、9月補正での臨時交付金との関係で、6月の委員会の中でも、例の地デジ対応の関係で市内のテレビの購入のことで飯澤委員からも質疑があったのですが、実質的に一つのメーカーにこだわらずに幅広くというふうなことも御答弁をいただいて、その結果、どういうふうな状況になったのか。あるいは、その地域経済の活性化に資するという目的からいった場合に、県内のそうした事業者等に対する効果といいますか、そういった入札含めた状況が目的にかなう結果としてどういうふうになってきているのか、その点についてもお尋ねしておきます。

○八矢予算調製課総括課長 その点につきましてどういうことかお話しいたしますと、経済交付金を活用して行われる事業ときめ細かな交付金を活用して行う事業と、1つの事業でなかなか連続性のあるということ、事業としてこちらは主でこちらは従だといったようなことで一体として行う事業というのは、直接の事業的な関係はないのかもしれませんが、今回、6月、9月と編成していた方針と同じように、できるだけ地域の活性化に資する、それから将来につながるような事業をしようということ、交付金を活用しているところでもございまして、きめ細かな交付金は、例えばハードではありますけれども、産業教育設備として、工業高校や農業高校の実習設備を改修して入れかえるといったような事業も行ってありますし、あとは経済交付金を活用いたしまして高校の部活動に対する補助を行うといったような、それぞれの事業を行ってございまして、できるだけ両交付金を活用いたしまして将来につながるような事業を行いたいと。

それから、きめ細かな交付金が創設された趣旨は、これまでのように大規模公共事業をどんどんやるということではなく、できるだけ地元企業の受注の機会の増大になるような細かい事業、細かいインフラ整備をたくさんするという趣旨で交付金が創設されたということも十分踏まえまして、できるだけ大きなものをつくるというよりは、細かないろいろな、

例えばそれらの方々の宿舎を修繕をするとか、そういった細かな小さい事業をたくさん集めていろいろなところに、地元企業が受注できるようにということで事業の組立てを行っているものでございます。

○紺野 I T 推進課総括課長 地デジの効果の質問の内容かと思いますが、地上デジタルテレビの整備、購入費につきましては、電機商業組合等から聞いた話ではございますけれども、入札への参加が可能になったということで、非常に落札も、県内の販売店さんが落札した例も数多くありまして、非常に今回のこの補正予算の効果があったというやに聞いてございます。

○小守出納局管理課長 地上デジタルテレビの購入実績でございますけれども、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して出納局及び広域振興局とで購入した部分ということなのですが、これが医療局とか企業局はちょっと把握しておりませんが、2月15日現在で1,099台、6,800万円ほどになっております。ちなみに、県内業者、県内に本社を有するというふうな業者は、金額ベースですけれども、62.0%というふうになっております。

○木村幸弘委員 わかりました。あと1点だけですが、諸支出金の公益の負担金のところで、先ほどの説明の中で県立病院等事業会計負担金で、これに解体費を含むというふうなことで御説明がありましたが、いわゆる県内の県立病院の統合も含めた状況の中で、今回のこの解体費はどちらの病院を解体するという予定の中身なのか、まずお聞きしたいと思います。

○八矢予算調製課総括課長 旧磐井病院の解体でございます。

○木村幸弘委員 そうしますと、今回旧磐井病院の解体費に充当された予算ということなのですが、これは医療局の方針に基づく関係になるのだらうと思いますが、いわゆる今後も各市町村などからもいろいろと要望や、あるいは医療局との意見調整なども行われているかもしれませんが、解体される、あるいは解体を希望している、そういった病院の跡地の運用の問題も含めて、財政当局のほうでもどのような方向、見通しを持って、医療局との協議などを行っているのか、その辺のところはもし考え方としてありましたらお示しいただきたいと思います。

○八矢予算調製課総括課長 県立病院の旧病院跡地につきましては、基本的に地元市町村での利活用を原則といたしまして医療局で協議を進めているというふうに考えております。その中で建物の活用のめどがつけばそのまま譲渡し、なければ解体の上、更地にしてお渡しするということになるという方針ということでございますが、なかなか解体に要する費用が、高額でそのままになっていたという部分がございます。

磐井病院につきましては、建物の老朽化が著しく進行していて、実際、建物を活用することは困難でありますし、市街地にあるということで、銅線などの窃盗事件などもかなり発生していたということで、住民の方も、安全という観点から今回解体費を計上させていただいたものでございますが、今後その他の跡地についても利活用の協議等を進めていただいて、その後に必要な予算であれば御相談に乗るという形になろうかと思っております。

○五日市王委員 基金についてお伺いをいたします。

先ほど今回の補正があることによりまして、財政調整基金でありますとか県債管理基金のほうに繰り戻すというようなお話だったのですが、いずれ今年度末残高はどのぐらいになっているのか、主要3基金それぞれと総額を教えてくださいたいのと、見込みからいいますとふえているのかなと思うのですが、その辺も教えてくださいたいと思います。

○八矢予算調製課総括課長 主要3基金のそれぞれの残高でございますが、平成21年度末の残高見込みで財政調整基金が113億円、県債管理基金が約82億円、公共施設等整備基金が39億円余でございます、合計が234億円ほど見込んでございます。ちなみに、20年度末残高は3基金合計で181億5,000万円ということでございまして、21年度末残高見込みが234億円ということで、50億円ほどふえているということでございます。

○五日市王委員 いずれ、その財政規模に応じた適正な基金のあり方というのは多分あると思うのですね。私、前に聞いたかどうかあれなのですが、その辺をどうとらえているのかというのをひとつお聞きいたします。

○八矢予算調製課総括課長 基金をこれだけ積みたいという目標があつて、そこに向けて定期的に積み立てができていないという状況ではないというのが現状でございますが、ただ、財政調整基金につきましては、災害等に備えるために、やはり一定程度残しておかないといけないだろうと。その額が50億円なのか、100億円なのかという話がありますが、可能な限り残していきたいということでございます。

競馬の関係でかなり多額の基金の取り崩しを行いましたので、今の水準が適正規模だということではなく、できるだけ、将来の公債費や社会保障が増加して歳出増加するということが見込まれていますので、できるだけ積めるうちに積んでおきたいというのが正直なところでございます。

○五日市王委員 いずれ、この間も津波の関係でいろいろ災害がございました。本番の地震が来れば被害が大体どのぐらいだという想定もしている中で、やっぱり私は心もとないだと思います。ただ、ある意味、プライマリーバランスの均衡もいいのですが、ある程度このぐらい基金を積み立てる額があれば安心だ、500億円なら500億円という金額、7,000億円の5%は350億円ですよ。そこら辺のある程度の目標をもって基金を積み立てていくということも大切なのではないですかね。

この後の政策で、今度は例えば出先機関の廃止とかということ、これからどんどん出てくると思うのですね。どういった機関があれだというのはまだちょっと正確に把握していませんが、そういったときに、この間の地域職業訓練センターもそうなのですが、例えば売りますよと、ただではあれですから売りますよとなれば、一步も引かないということになれば、今度はどっちが買うのだという話になってくるわけですよ。そういったものも今後、どんどん予想がされてくるわけですね。そういったときに、そのたびに市町村とか県が右往左往するというのではなくて、それは一番住民の皆さんが困るのですね。不安もありますし、心配もありますし、さあどうするのだという話にもなるので、私はそういったものに対応し

た基金を積んでおくのもひとつの手だと思っているのです。

それは、新たに設けるということは難しいかもしれませんが、いずれその辺、やっぱりそれが次の世代に対する責任でもあると思うのです。借金の話、一般質問でもしましたが、だけれども貯金もこれぐらいありますよというのであれば、またいいわけですよ。ぜひとも、基金はもう少し、いつもそういう大まかな話ではなくて、ある程度目標を決めて、それに向かって、しかもある意味で借金もふえているのですが、こういういい形で積めるわけですよ、自由に使えるお金があれば。その辺いかがですか。

○菅野総務部長 委員の御指摘は貴重な御指摘でございまして、やはり将来の世代に我々としてどう責任を負っていくかというのは、日夜考えていかなければならないことだろうと思っております。

ただ一方で、御案内のとおり、平成23年度以降、現在の推計ですと700億円レベルの収支不足が見込まれると。これを現段階では何とか解消していかなければならない。現在、鋭意基金の増と、臨財債を除く県債について何とか幾らかでも少なくしたいといっていますのは、平成23年度以降に想定されるそういったものに極力備えていきたいという思いでやっています。

私ども財政をあずかる者として、基金は積めるだけ積みたいとは思っていますが、やはり平成23年度以降のそういう収支不足のまず解消を図った上で、何とか安定的な財政運営に持っていきたいと。そうしたうえで、その次の世代にも何とか私どもとして責任を負えるような体制に県の財政を持っていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○高橋昌造委員 私からは、平成21年度末、まさに決算的な要素があるわけですが、数字的なものについてお伺いをいたします。

まず県税についてお伺いしますが、今の非常に厳しい税務環境の中におきまして、4億8,300万円のこの増額補正ができて、全体でも1,052億4,400万円ということで、これはやはり当局の御努力のたまものではないのかなと思っております。

それで、県税について順次ちょっとお伺いいたしますが、まず3ページの2目の法人の関係ですが、均等割が2,100万円の減額と。これはいわゆる、対前年度、対前々年度でもいいですが、過去3年間、均等割が減っているということは、企業が減っていることにもつながるわけでございます。そういった要因は何なのか、この均等割の減の要因は何なのか、そのようなところをどのように税務のほうでは認識しているのか、ちょっとお伺いをいたします。

次に、8ページですが、このゴルフ場利用税の滞納として、今回400万円の増額でございますが、基本的に、私もよくわからないのですが、この利用税の徴収の仕組み、本来利用するときに徴収するのだと思うのですが、滞納繰越、このことについての取り扱いを、極力うまくする努力をするために税務当局としてどのような努力をしているのか。本来、これは現年課税分だけで徴収するべきものではないのかなと思うのですが、なぜ滞納が起きるか、そ

の辺のところ、そして今回、額として400万円ということで、その辺のところの根拠をお示ししていただきたいと思います。

次に、11ページの自動車税の関係ですが、これ現年、滞納も含めて、いわゆるコンビニ等でも納付できるということになって、自動車税の税収の確保に対してどのような影響があるのか。当然よい影響が出ていると思うのですが、その辺のところ、いわゆるコンビニでの納付ができる前と後のですね。それから、なお今後、自動車税を含めた徴収のあり方というものを内部で検討していらっしゃるのか。これをさらにいろいろな税目に拡大していく考えがあるのかどうか、その辺のところをもしお考えがあればお示しいただきたいということでございます。

そういうところで、まずその関係につきましてお伺いいたします。

○八重樫税務課総括課長 まず、法人県民税の均等割の関係でございますけれども、委員御指摘のとおり、均等割が減少しているということにつきましては納税義務がある法人の数そのものが減っているということが原因でございます。平成16年度、5年前でございますが、5年前に均等割の申告法人数が県内では2万3,695法人ございましたけれども、平成21年度、今年度の見込みでは2万3,313法人というふうに減少しておるものでございまして、やはり不況等の影響によりまして法人数そのものが減っているということが原因でございます。

続きまして、ゴルフ場利用税の御質問をいただきました。ゴルフ場利用税につきましては、ゴルフ場がゴルフ場を実際に利用する方から税を預かりまして、特別徴収いたしまして県のほうに納めるというものでございまして、委員御指摘の滞納分ということは、実際にはそのゴルフの利用者の方は料金としてゴルフ場利用税を納めているわけでございますけれども、ゴルフ場自体の経営といいますか、資金繰りの関係から滞納が発生をして、ここの補正額に書いているような額が発生しているという状況がございまして。

それともう一点、自動車税についての御質問がございました。自動車税、今回増額補正をお願いしておりますが、やはりエコカー購入支援策等によりまして新車登録が増加しているということがございます。一方で、委員御指摘のとおり、コンビニ収納は現在自動車税のみ、現在のコンビニエンスストアで納付できる仕組みを導入してございまして、やはりコンビニ収納を導入したことによりまして、例えば自動車税の納期内納付、5月末日までが納期でございますけれども、この納期内納付率が向上するなど、コンビニ収納の効果はあらわれておるところでございます。

今後のあり方として、コンビニ収納の税目をさらに拡大するか否か等、内部で検討させていただいておりますけれども、コンビニエンスストアに納められる税額等の規定があるために、あと手数料の関係もあり、その見合い等の効果をいろいろ検討しておりますけれども、現時点ではコンビニ収納は自動車税のみということで考えておるものでございます。

○高橋昌造委員 いわゆる住民税もそうなのですが、ゴルフ場の利用税の特別徴収義務者が利用者からちょうだいして、それを県当局にお納めしないというのは、これは大変な問題

でございますので、いずれその辺のところ、今後ですね税務のほうともしっかりね、大体そういうところはわかるわけですから、そういうところには足を運んでですね、きっちり滞納繰り越しを少なくするような、本来あってはならないことなのですが、その辺を徴収対策の一環として、ぜひ対応していただくようお願いしたいと。

それでは、順次お聞きしてまいります、29 ページ、住宅管理のところの県営住宅の 3, 150 万 1, 000 円の関係ですが、これは県土整備部からお聞きすればいいのですが、歳入の関係でございますので、いずれこの住宅使用料が滞納でどういうふうになったのか、それとも当初の見込み違いなのか、3, 200 万円という数字は非常に大きいと思うのですよね。ですから、その辺がどのようになっているのか。また、滞納繰越でお納めすることができないということであればこれは大変なことであるので、その辺のところの認識をひとつお示しいただきたい。

次に、33 ページ、建築指導の関係、これ建築確認ですね。ここに 8, 554 万 5, 000 円の減額と、やはり建築関係が減っているということは、まさに住宅不況を反映していると思うのです。だから、過去の建築確認の関係で、この状況がどのようになっているのか。歳入から見た場合にです、その辺のところ、いわゆる住宅不況の歳入の状況から見た場合に明らかにすることができるのではないかとということで、もしおわかりになっているのであればお示しをいただきたいということでございます。

それから、最後に 55 ページの物品売払収入の家畜ですね。1, 240 万 6, 000 円、これは具体的にどういう家畜なのかですね。それから、ちょっと気になったのは、その家畜をですね、普通いろいろな市場で売買されるのですが、どのような売払収入の形になっているのか、その辺をひとつお教えしていただければと。

ついでに、その右にこのガスえそ抗毒素という、これ初めて聞いたので、ついでで恐縮ですが、どういうことなのか、教えていただきたいと。もしわからなければいいですよ。それこそ鉍毒水ですか、まずその辺のところがわかればお願いいたします。

○八矢予算調製課総括課長 わかる範囲でお答えいたします。

まず、県営住宅の使用料の減でございますけれども、なぜ減っているかと申しますと、県営住宅は入居されている方の所得水準に応じて使用料をいただくということになっておりますが、景気の低迷に伴いまして入居者の方の所得水準がかなり低くなっているということで使用料収入が減る、あるいは減免の対象者がかなりふえたということで減になっているものでございまして、平成 22 年度当初予算においてもかなり、平成 21 年度今回減額補正いたしますが、平成 22 年度もかなり低い水準になっているということでございます。

建築確認の関係でございますが、委員御指摘のとおり、新築住宅着工件数等、そもそも建築投資がかなり減っているという理由での収入額の減ということでございまして、平成 22 年度当初予算も基本的には同じ傾向が続いておりますが、具体的にどのくらい減っているかといった数字は申しわけございません、持ち合わせてございません。

それから、家畜の関係でございますけれども、畜産の研究試験場等で牛や豚を研究対象に

していると。種牛などを育成してそれを売り払うということによる収入ということでございます。

御指摘のございましたガスエソ抗毒素につきましては、申しわけありませんがわかりません。

○高橋昌造委員 委員長、もう一点。それこそ県債の発行の関係で、北東北3県共同で北東北みらい債という、非常に未来を感じる県債が発行されているのですが、売れ残りがあって、それに対する取り組みについて、あるとき新聞報道されたことがあるのですが、私はやはり県民にもう少し、いわゆる有利性というか、県債の発行について、もう少しいろいろな媒体を通じて、一方的なものではなく、そういった県債、みらい債なんかを買ってみたいな、投資してみたいなというような、今後取り組みをお考えになることがないのか、その辺のところ、もしあればお示しをしていただければと。

○八矢予算調製課総括課長 北東北みらい債の関係でございますけれども、御承知のとおり、本県で初めて一部売れ残りが生じたということでございます。売れ残りは生じたのですが、結果として売れ残りは銀行で引き受けをいたしますので、その分、県として売れなかったということではなく、投資家の方々に買っていただけなかった分を、結局、銀行が引き受けたということでございます。

要因につきましては幾つか考えられるものはあるのですが、やはり絶対的な金利が低かったということございまして、5年国債にプラスアルファで金利を上乗せして発行しているのですが、国債そのものの金利がかなり低くなっておりますので、みらい債の金利そのものも、平成18年は1.26%、19年1.1%、20年0.90%ですが、今年度は0.50%ということで、そうであれば定期預金のちょっといいものに入れておいたほうがみらい債を買わなくてもいいかなといったような投資家の方がいらっしゃるのかなと考えてございますが、いずれ県として、いろんな資金調達手段の多様化ということもそうですし、みらい債発行による県の施策に県民の方にも参加していただくということは非常に重要なことだと思っておりますので、今後広報も含めていろいろ考えていきたいと。

あとは、その事情はありますけれども、各県それぞれ、みらい債を発行していろいろな事業に充当してございますが、青森県は新幹線の青森までの延伸に伴う事業にいろいろ充当してございましたが、今回新幹線が開通するというので、今後どういった事業に充当するかというのも青森県の中で検討が進められておりますし、みらい債そのものについても、場合によってはいろんな見直しも考えられるということで、そういったことも含めて、みらい債、それから資金調達も含めて有効な手段、県民に対するPR等々踏まえて十分に検討してまいりたいと考えております。

○阿部富雄委員 地域活性化・きめ細かな臨時交付金についてお伺いをいたしますが、この交付金を受けようとする場合にはですね、県として実施計画を策定して国に提出をすると、こういうふうな順序で進められるということになっているわけですが、県が提出した実施計画というのは、今、手持ちであればぜひいただきたいと思うのですけれども、その

中身も含めてお尋ねをしたいと思います。

そこで、この交付金の算定については、地方交付税の基準財政需要額の外形基準で交付をするのだと、こういうふうにされているわけですね。そうしますと、本県の場合は幾らの金額になるのか。予算書を見ても今度の補正で国庫補助金は 193 億円というふう増額されていますし、補正額全体で見ると 158 億円ということで既成の国庫補助金等の確定に伴うものも大分含まれているというふう思うわけでありますので、この臨時交付金に係る交付額というものは幾らになるのかお尋ねいたします。

○八矢予算調製課総括課長 地域活性化・きめ細かな臨時交付金でございますが、国に出す計画書自体はかなり大まかな、こういう事業に使いますという内訳が書いてあるだけのものでございますので、すみません、手元には今持ち合わせてございません。

きめ細かな交付金、全国総枠で 5,000 億円ですが、4,500 億円は外形的な基準に基づいて配ります。500 億円は、その実施計画書の中身を見て内閣府のほうで上乘せをしたりするという交付で、各地方公共団体に配付されるものですが、そのうち本県に対応するものとして 4,500 億円を外形基準に基づき配るもので、それが 48 億円ほどございまして、それからプラスアルファ分としてどのぐらい組むか、見込みがわからなかったのですが、少し強気に見込みまして合計で 53 億円ほどの交付を見込んでいたところですけども、昨日国から幾ら交付するかという通知がありまして、合計 54 億 3,000 万円ということでございまして、これは実施計画がかなり評価していただけたのかなと思ってございます。

○関根敏伸委員長 暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○関根敏伸委員長 それでは、再開いたします。

○阿部富雄委員 そこで、県が提出した実施計画を後でいただくということですから、それを見てから質問したいと思います。その部分は別にしまして、交付税の基準財政需要額の外形標準でいえば 48 億円ということですか。はっきりした金額をね、これ、簡単に出るわけですよね。交付税算入の交付税計算しているわけですからね。金額をはっきりお聞きしたいというふうに思います。

そこで、私がなぜその実施計画を見たいかというのは、答弁にもありましたように、全体の交付額は 5,000 億円で、4,500 億円はさっきお話がありましたように、外形基準に基づいて交付するということですけども、これは均等部分になると思うのですよね。問題は、残る 500 億円については、この対策の趣旨に沿った効果が高いと認められる事業を実施しようとする、そういう団体に配分するのだと、ここが問題だと私は思っているのですよ。言うなれば、全国の都道府県、市町村を初め頭の比べ方、ここが本県では一体どの程度の水準にあるのかというのがこの配分で私は出てくるのだろうなというふうに思っているわけであります。

ですから、先ほど国からは 54 億 3,000 万円の内定を受けたということですから、さっき

言われた外形基準での交付限度額というのが幾らなのかということがわかれば、それを差し引きすれば、結局、岩手県の、何と申しますか、頭の高さといえますか、その部分はそれなりに出てくるのだろうというふうに思っているわけですので、まずこの外形基準で言う配分限度額では幾らなのかですか。

○八矢予算調製課総括課長 細かい数字を申し上げますと、4,500億円分の第1次交付限度額が48億1,449万1,000円でございます。第2次交付限度額500億円に対応した分が6億2,218万4,000円でございます。合計で54億3,667万5,000円でございます。

○阿部富雄委員 そこで、その交付対象事業というのは、国から示されている事業とすれば29ありますよね。そのほかに、交付対象事業以外のものでも受け付けますよと、こういうふうにされているわけですよね。そうしますと、さっきの八矢総括課長のお話では大まかな計画だと、こういうふうな言い方でお話をされていましたが、大まかな計画で果たして本県が、まさに今緊急に経済対策をしなければならないという、そのようなものが酌み取っていただけるような中身なののでしょうか。まさにそんな簡単な国とのやり取りで終わっているということ自体、私は大変問題の部分だと思うわけですが、その辺はいかがですか。

○八矢予算調製課総括課長 委員がおっしゃった、事業が限定されているというのは、限定がされておらず補助金の補助裏にこの交付金を入れるとすればこの事業、この事業、この事業は補助裏に入れていいですよというのが予め決まっております、それ以外の単独事業であれば、基本的にはきめ細かなインフラ整備であれば何でも対象にしているというふうな交付金であります。

国とのやり取りに関しましては、様式が示され必要なものを記入して提出したというものでございまして、そもそも2次補正で創設されて、早急に利用するというので、かなり詳細な、細部まで書き込んだ計画を提出するということになりまして、それだけでかなり時間がかかるということにもなりますし、かなり柔軟性の高い計画書にさせていただいたほうが、こちらとしての使い勝手はかなり高いということで、県としては助かったというのが本音ではありますが、いずれにせよ、様式が示されたものを必要な分を記入して国に提出したというものでございます。

○阿部富雄委員 ですから、その辺の対応が私は問題だと言っているのですよね。使い勝手しやすい交付金をもらったほうがいい、それはそのとおりですよ。ただ、ではこの交付金の趣旨というのは何ですか。緊急経済対策の一環でしょう。名目が、「あすの安心と成長のための緊急経済対策」という、こういう閣議決定されたものでしょう。違いますか。

○八矢予算調製課総括課長 政府の2次補正の内容ですので、そのとおりでございます。

○阿部富雄委員 だから、そのとおりだということですけども、ただ、あなた方が考えているのは、余りにもずさんではないですか。少なくともこの緊急経済対策は昨年12月のたしか早い時期に閣議決定された中身だったと思うのですよね。やはりそういう状況であれば、もっと早くにですね、そういう情報収集をして、県とすれば一体どういう事業が今緊急にやらなければならないのかということをしきりと対策をとるのが経済対策ではないの

ですか。今、県がやっている経済雇用対策だってその一環でしょう。そういうこともしないまま、ただ漠然とつかみ金をもらえばそれでいいのだという、そういう考え方自体が私はおかしいのではないかということを行っているのですが、いかがですか。

○八矢予算調製課総括課長 緊急経済対策の中で、きめ細かなインフラ整備の支援をするということで5,000億円規模の地方公共団体に対する交付金を措置する。その事業の内容は、電線の地中化、道路網の整備、橋梁の補修等という中身しか示されておらず、この交付金の内容はですね。それ以外の国の対策の内容等いろいろ12月9日に決まったものがありますが、この部分の交付金がどういう制度かというのは、決っているのはその位しかない。それから額も5,000億円ということで、どういう基準で配られるかということもわからず、本県としては、できるだけ幅広い事業に使えるように地方の裁量を柔軟に認めてほしいということはかなり強く要請してきたところでありまして、概要が決まった後に、この交付金を使ってどうやって必要な事業を行うかということのを、かなりねじり鉢巻きで検討し、事業を立案して補正予算の編成をさせていただいたというところがございます。

○阿部富雄委員 国自体が緊急経済対策だといったって、結局は都道府県であるとか市町村の裁量に任せて、つかみ金をただ出しているという、こういうふうな形にしかなくなっているんですね。本当の意味の緊急経済対策になっていると思いますか、今、国がやっていること自体が。どのようにお考えですか。

○菅野総務部長 国の経済対策に対する評価はいろいろあるかと思いますが、今後、その成果がどう問われていくかということだろうと思いますが、いずれ地方の立場といたしましては、やはり地方が主体的にいろいろな事業に使える、そういった財源が1次補正、2次補正を合わせましてかなり手厚く措置させていただいた。それによって、地方経済の下支えが図られている、もしくは、次の世代を担うべき子供たちのためにいろいろな対策が取れたということ自体については、私としては評価させていただいております。

○阿部富雄委員 あとこれ以上、議論しても考え方がかみ合わないというふうに思いますから終わりにしますけれども、最後に、先ほど言った500億円の配分の関係ですね。この問題、県の場合は6億2,000万円ほど、500億円の枠の中で配分されたということですがけれども、まさにここが頭の使い方といいますか、頭の知恵比べの部分だと私は思うのですけれどもね。漠然とした計画を出して認められた、はい、これこれになりましたというそういう性格ではなくて、国が言っているのは、あなたたちの地域で本当に必要な事業は何ですか、それにどういう効果が図られるのですか、そういうものがあつたら出しなさいよ、そういうもので評価しますよというふうに言っているわけですからね。ただ漠然とした計画を出して、これでもらったと、それでは岩手県の頭は何番目ですか、47都道府県中47番ですか。そういうふうな県政運営ではだめだということを私は言っているのですよ。やっぱりね東京事務所だってあるのですから、何のために東京事務所を置いているのですか。国のさまざまな情報を収集するということだって東京事務所の一つの任務の中に入っていると私は思うのですけれどもね、その辺についてはどのようにお考えですか。

○八矢予算調製課総括課長 先ほども申し上げましたとおり、第2次の500億円に対応した額としてはかなり国に評価していただいたと思っております、どのような基準で2次配分が決まったのかという基準自体はこちらとしては承知しておりませんが、ついた額としては、順番でいいますと、47都道府県中3番目ということでございますので、効果のある事業だというふうに国に認めていただいたのではないかと考えております。

○阿部富雄委員 それでは、その部分は、あとはこれ以上は平行線だと思いますから、ただ私の主張はそういうことです。やはりもっと真剣に経済対策なり雇用対策というものを考えてくださいということです。あなた方は、私も含めてだと言われるかもしれませんが、心配ないのですよ、生活に。心配ないから、自分の考えでしか物事を判断できない、自分の立場でしか物事を判断していないのですよ。そうではなくて、今まさに仕事ができない、仕事が欲しくてもない、生活にも困るといって、こういう目線でも物事を考えていかなければならない。そのためには、行政が何をすべきかということです。そこを私は真剣に考えていただきたいということです。

それで、次に国の第一次補正で行われました地域活性化・経済危機対策臨時交付金とか、地域活性化・公共投資臨時交付金、これについて今度の補正予算でかなり調整を進めているようなのですけれども、その全体の額が一体幾らなのかということが、我々には全然見えてこないのですよね。基本的なところなのですけれども、この二つの交付金の調整したことによってどの程度の金額になったのか。

それから、財源留保している部分がありますよね。先ほども質問にありましたけれども、磐井病院の解体などはこの第1次補正の交付金を活用してやるのだと、こういうことですが、財源留保している部分というのは一体どの程度あるのですか。

○八矢予算調製課総括課長 経済危機対策臨時交付金につきましては、6月の時点で額をお示ししておりますが、配分額は106億1,100万円でございます。

それから地域活性化・公共投資臨時交付金の本県配分額は、わかったのは先月に入っておりますけれども、合計123億6,500万円ということでございます。

どのぐらい財源留保しているかということにつきましては、経済危機対策臨時交付金につきましてはすべて予算化してございます。それから、公共投資臨時交付金につきましても、既に予算化したもの、それから後ほど御説明いたしますが、予算編成スケジュールに間に合わなかった部分があったので、3月3日に追加提案させていただいたと思っておりますけれども、これを含めましてすべて予算化させていただいたものでございます。

○関根敏伸委員長 先ほど要求がございました資料が届きましたので、今から事務局に配付をさせます。

(資料配付)

○阿部富雄委員 ちょっと見ただけであれですけれども、要求した交付金の総額は、ここに書いてある54億円ということなのですか。

○八矢予算調製課総括課長 これは交付金を申請するために出したものでありまして、こ

れを評価していただいて2次配分を幾らとするか国が決めるというものでございますので、この実施計画の中に交付金の額が幾らということは記載はしてございません。上に交付対象経費としてありますのは、国の補助事業の裏負担といたしますか、そのほかの国の補助事業を活用して行う事業が6億5,000万円ほど、それから地方単独事業として行うのが54億円ですということで、合計60億円の実施計画だということがここに書いてございまして、その60億円の中には、きめ細かな臨時交付金を使って行うものと一般財源を使って行うものとありますが、この計画書の数字の中には幾らだということは、決まる前に提出したものですので、書いてございません。

○阿部富雄委員 あのね、じゃあ国からの交付金は、さっきお話しありました54億3,000万円ですね。では、ここで言う国の補助合計ですよ、6億5,000万円、地方単独が合計が54億円という、こういうふうな数字だと思うのですけれども、地方単独というのは、交付金を見込んである金額ではないのですか。全然やっぱり言っている意味がわからないのですが、ここでは。

○八矢予算調製課総括課長 時系列的に申し上げますと、まず国の4,500億円に対応した交付限度額が示される。それから、このきめ細かな交付金、本県で言えば、一番右上にあります交付限度額48億円というものがございまして、48億円は岩手県に配分します。そして、この48億円も含めて岩手県としてどういう事業をするのですかということをお教えくださいということでございまして、国のほかの補助事業、あるいはこの48億円、それから一般財源を使って幾らの事業をするかということで、60億円の事業を行いますよという計画書を申請いたしまして、それに対して岩手県でそのぐらい事業をやるのであれば、その中身を国のほうで審査をして、プラス6億円の追加配分が決まったということでございます。

○阿部富雄委員 わかりました。

○渡辺幸貫委員 素朴なことを聞きます。55ページの不動産売払収入という、県はいろんなところに不動産を持っていると思います。特に幽霊屋敷になりかけた官舎のようなところとか、統廃合に伴う土地とかいろいろなところがあると思いますが、その辺の処分の仕方が、例えば昔だったら市町村に払い下げるとか、公的なところにやればいいとかという部分があったと思うのですけれども、財政も我々も厳しくなれば市町村も厳しくなったりして、何とか換金化するとか、ややもするとそれは全く、本当に幽霊屋敷のまま終わってしまうとか、そういう危惧を私非常に思っているのですね。

私もちょっとかかわるところが、そこを譲ってくれと言ったら、いや、それはだれかが住みますからだめですとすぐ断ったのですが、半年もしたら、今度は売りたいといったって、そのときは時既に遅しとなると、だれもそこは恐らく将来もずっと買わないだろうなというような。

(「関連して」と呼ぶ者あり)

○渡辺幸貫委員 ごめんなさい。売り払い姿勢をひとつ聞きたいということであります。失礼しました。では、返答は要りません。恥をかいて。

(「同じことを聞いて」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 答弁はいいですか。

○渡辺幸貫委員 ただ、尺度は少し考えなければだめですね。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 52 号平成 21 年度岩手県公債管理特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八矢予算調製課総括課長 議案第 52 号平成 21 年度岩手県公債管理特別会計補正予算(第 1 号)について御説明申し上げます。

議案(その 3)の 51 ページをお開き願います。平成 21 年度岩手県公債管理特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,194 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,568 億 8,084 万 1,000 円とするものでございます。

補正内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の 301 ページをお開き願います。

まず、歳入についてでございますが、1 款財産収入、1 項財産運用収入は県債管理基金の利子の減でありまして、補正額は 392 万 6,000 円の減額でございます。

302 ページにまいりまして、2 款繰入金、1 項一般会計繰入金は一般会計の公債費にかかる繰入金の増等であり、補正額は 97 億 8,285 万 1,000 円の増額でございます。

303 ページにまいりまして、3 款県債、1 項県債は借換債の減額であり、補正額は 96 億 5,700 万円の減額でございます。

304 ページ、4 款繰越金は、前年繰り越しに係る整理の補正でありまして、1 万 5,000 円の増額になります。

次に歳出であります。305 ページでございます。1 款公債費の補正の主なものは県債償還の元金及び利子の減並びに県債管理基金積立金の増などであり、補正額の合計は 1 億 2,192 万 5,000 円の増額であり、306 ページにまいりまして、2 款繰出金は一般会計への繰り出しでございます。補正額は 1 万 5,000 円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 53 号平成 21 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小守出納局管理課長 議案第 53 号平成 21 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算(第 1 号)について御説明申し上げます。

議案(その 3)の 54 ページをお開き願います。平成 21 年度岩手県証紙収入整理特別会計の補正予算額は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 854 万 6,000 円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 53 億 7,910 万 1,000 円としようとするものであります。

補正内容につきましては、便宜お手元に配付しております予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の 309 ページをお開き願います。

まず歳入であります。1 款証紙収入、1 項証紙収入、1 目県税に係る証紙収入は 3 億 566 万 8,000 円を増額しようとするものであり、これは自動車取得税等の増の見込みによるものであります。

また、2 目使用料及び手数料につきましては 1 億 1,690 万 7,000 円を減額しようとするものであり、その主なものは建築確認手数料等の減の見込みによるものであります。

次に 310 ページ、次のページをお開き願います。2 款繰越金は 1,978 万 5,000 円を増額しようとするものであり、これは前年度繰越金の確定に伴うものであります。

下のページ、311 ページ、次に歳出でありますけれども、1 款繰出金であります。これは証紙により収入になった県税、使用料及び手数料を一般会計のそれぞれの歳入科目に繰り出しするものであり、今回の補正は、見込みに合わせて県税は増額し、使用料及び手数料は減額するというものでございます。

以上で平成 21 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第70号平成21年度岩手県一般会計補正予算(第7号)及び議案第71号地域活性化・公共投資臨時基金条例、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八矢予算調製課総括課長 議案第70号平成21年度岩手県一般会計補正予算(第7号)について御説明申し上げます。

議案(その7)の1ページをお開き願います。この補正につきましては、先ほど説明申し上げました国の1次補正において措置された地域活性化・公共投資臨時交付金に係る本県の最終配分額が確定したことに伴い、平成22年度以降の地域活性化のための事業に活用できるよう、当該交付金を基金に積み立てしようとするものでありまして、まず第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億6,673万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,491億848万9,000円とするものであります。

補正内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書(平成21年度)と書いた薄いものを御覧ください。予算に関する説明書の3ページをお開き願います。

まず、歳入についてでございますけれども、9款国庫支出金、2項国庫補助金は、地域活性化・公共投資臨時交付金の増でありまして、補正額は9億6,673万5,000円の増額でございます。

次に歳出でございますが、次の4ページを御覧願います。2款総務費、1項総務管理費でございますが、この交付金を公共施設等整備基金及び後ほど御説明申し上げます、新設の地域活性化・公共投資臨時基金に積み立てるものでございまして、補正額は歳出も2つの基金の積み立てを合わせまして9億6,673万5,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第71号地域活性化・公共投資臨時基金条例について御説明申し上げます。先ほどの議案(その7)の4ページをお開き願います。また、お手元に条例案要綱を配付しておりますので、そちらもあわせて御覧いただければと思います。

まず、第1の制定の趣旨についてであります。公共投資を円滑に行い、地域の活性化を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、地域活性化・公共投資臨時基金を設置し、先ほど御説明いたしました地域活性化・公共投資臨時交付金の一部を積み立てようとする

ものでございます。

次に、条例案の内容についてでございますけれども、1点目は制定の趣旨において御説明申し上げました趣旨により基金を設置しようとするものでございます。

2点目は、基金に積み立てる額を一般会計歳入歳出予算で定めようとするものであります。

3点目から6点目までは、基金の管理に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

最後に、第3の施行期日等についてであります。1点目は、平成21年度中に基金を造成する必要がありますことから、公布の日から施行しようとするものであります。

2点目、地域活性化・公共投資臨時交付金の取り扱いにおいて、一度基金に積み立てても平成23年度末までに基金の取り崩しを行わなければならないとされておりますことから、平成24年3月31日をもって基金を解散しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○関根敏伸委員長 質疑の途中であります。この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○関根敏伸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋昌造委員 それでは私から、3点についてお伺いしたいと思っております。

まず、基本的にですね、条例の案文のことでございますが、できる規定だから問題にはならないかと思うのですけれども、この繰り替え運用ですね、財政上必要があると認めるときは、繰り替え運用ができるということですが、この基金の目的からですね、まずこの地域活性化・公共投資臨時基金の考え方からした場合に、繰り替え運用というものがあり得るのかどうか。条例の中に盛り込まなければならないのか、そこをひとつお聞きしたい。

次に、基金造成のいわゆる根拠ですが、先ほどお聞きしましたところ、いわゆる二つの関係で公共投資に対して云々ということで、具体的に、これは市町村も包含しながらの基金造成なのか、その根拠をお示ししていただきたい。

それから、もう一つは、基金の性格上ですね、先ほどこの条例は平成24年3月31日限りということで、もし使い切らない場合は返還するかどうか、その考え方についてお聞きしたいと思います。

○八矢予算調製課総括課長 まず1点目、繰り替え運用でございますけれども、ほかの基金条例と同じ規定を置いているということでございますが、実際は繰り替え運用はせずに、できるだけ早く活用するという事になるかと思っております。

それから、市町村等につきましては、公共投資臨時交付金は、県だけではなく市町村にもそれぞれ交付をされますので、それぞれ単年度内に使うか、かなり年度末ぎりぎりになって

判明したのもございますので、そのあたりを含めて基金に積むというのが中心であろうかと思えます。

使い切らなければ返還するのかということでございますが、仮に活用がなければ返還ということになろうかと思えますが、交付された交付金の趣旨にのっとってできるだけ地域活性化に資する事業に使うと。あまり用途は限定されていない交付金でございますので、県債を減らす、もしくは必要であれば建設事業を行う等、できるだけ早期に活用したいというふうに現時点では考えてございます。

○高橋昌造委員 それで、一つは、非常に自由裁量のある交付金というか、基金だということなのですが、具体的にもう少し示していただくことができないのか。県なり市町村に対しても自由度があると。そういった意味で、どういうあれなのか、もう少し御説明をしていただきたいと思えます。

○八矢予算調製課総括課長 基本的には、建設事業債が当たる事業であればかなり広く対象になる。プラスアルファの部分ではありますが、考え方としてほとんどは県債に当たる事業ということでございますので、県として公共事業を行ったり、あとは大規模事業、施設をつくるという部分にも交付金としては活用は可能ということでございます。

現時点でどういったものに使うかということは、詳細までは決めてございませんけれども、例えば平成 22 年度公共事業、国の事業量が落ち込んだので単独事業で少し積み増しでカバーする、道路事業などをふやしておりますけれども、新設の基金ではなく公共施設等整備基金に積んで取り崩す分の 22 億円はそういった道路事業に平成 22 年度当初予算で活用を予定しているものでございます。現時点での考えといたしましては、今後ある程度大規模な事業、施設整備等、例えば一関高木の建設事業とか、やさわの園の整備事業といったような 10 億円単位で大きな県債発行が必要になるような事業がございますので、そうしたものの財源に活用することも可能ではないかと考えてございます。

○高橋昌造委員 予算には公共施設等の整備基金の積立金と、それから地域活性化の公共投資の臨時基金の積立金ということですが、今総括課長の御説明をお聞きして、今度県だけではなく市町村に、例えばいわゆる区画整理事業なり、また今まちづくり交付金が事業仕分けによって廃止になったわけです。これは、もう地方移管ということですね。具体的に県が今回の補正の段階で市町村を説得できる、納得のできる説明責任があると思うのですよ。ただですね、今ここには基金の、ここにもありますように 90 億 6,600 万円余りだということなのですが、もう少し具体的に説明をしていただかなければちょっと納得がいかないというか、基金を造成する目的、趣旨をもう少しわかりやすく説明していただきたい。

そして、この基金積み立てをやるために、例えば市町村からも事業を吸い上げて、そして積算して積み重ねた数字なのか。先ほど阿部富雄委員の質問の中にもあったとおり根拠ですね、基金の、そして岩手県は私、ずばり言うと、いわゆる遠慮がちなところがあるということもお聞きしておりますので、例えば今回の基金は県の申請、いわゆる事業計画を示して申請による配分なのか、それとも国から一方的な配分なのか、そこのところももう少し詳し

く御説明をいただきたいと思います。

○八矢予算調製課総括課長 何点か御質問をいただきました。実は全額を公共施設等整備基金に積むという選択肢もあったわけですが、公共施設等整備基金に積み立てた場合、県の施設の建設にしか使えないということになってしまっていて、本来、交付金としてはもう少し広く使える部分が、公共施設等整備基金に積んでしまうと、その使途がさらに狭くなってしまいうということで、今回新たに基金を作成したいということで条例提案をあわせて行っているものでございます。

それから、積算がどうなっているのかということでございますけれども、そもそも交付金が創設された趣旨が国の一次補正で公共事業をかなりたくさん行うことにしたと。ただ、公共事業を行うという方針を決めても、それにつきあえるだけの地方に財源がない。国の補助を受けても自分で持ち出しをする部分が大きいとなかなか公共事業が進まないということもございまして、その地方負担の9割をこの交付金で見ましょうということでございますので、この交付金を活用するために、こういう事業、こういう事業をやるというふうに、例えば市町村とやりとりをして、それで国に申請して、積み上げて岩手県に123億円というお金が来たわけではなく、確かに申請書は出しましたが、一定の計算方法の見込みに基づいて、岩手県では123億円分の交付限度額がありますが、実際どういう事業をやりますかということで、今年度を使うもの、それから基金にこれだけ積み立てるとということで国に申請書を出しましたので、この基金を活用して具体的にこの事業をやります、一関高木の整備をやりますとか、この道路事業をやります、この建設事業をやりますという、現時点での見込みのようなものがあって、それをまとめて国に出したということではないと。どちらかといいますと、その一定の計算方法に基づいて国が岩手県はこれだけですと行って交付されたという形が実態としては近いかなというふうに考えてございます。

○高橋昌造委員 それでは先ほど、まず一つは条例の案文についても、繰り替え運用の必要性がないのであれば、あえてその条文に入れる必要もないでしょうし、また今の123億円の使い道ですね、これせつかく自由度のある、それを国が高めたいということで今回お示ししていただいて、それを自由に使ってほしいということで、その趣旨をですね、その意を体してきっちり取り組んでいかなければならないと思うのですよね。

その中で、私は県の財政は今、非常に厳しくて財政危機の状況にあるわけですよ。こういうせつかくのいいチャンスですね、市町村と一体となってしっかり取り組んでいくのがもう失礼な言い方なのですが、出たところ勝負で、まず間に合わせであれだというのではなく、情報をいち早くキャッチして、先ほどの阿部富雄委員ではないけれど、東京事務所もあるわけですし、いろんな今はもう情報の時代ですから、そういったルートを通じて情報収集して、市町村からもいち早くですね。そしてこういう事業をやるために、今回、基金を造成するのでどうですかということで、やはり今後の対応としてですね、今お聞きすると、全く場当たりの対応ではないのかと、そこがちょっと私は悲しいというか、もう少し前向きに取り組んでいただきたいということで、これからでも結構ですので、市町村と一体となって、県と

しても、自由度の高いものですので、使えないところに重点的に配分するとか、そういったことはしっかり検討していただければということで、答弁は結構でございますので、よろしくお願いたします。

○阿部富雄委員 今の高橋委員の質問で大体わかったような気がしたのですが、第70号、第71号に関係するのですが、片方は公共施設等整備基金に積み立てた。もう一方は、新しくつくる地域活性化・公共投資臨時基金に積み立てをすると。それはいいのですが、問題はね、今度つくる条例で行う積み立てというのは、言うなれば2年の時限立法といいですか、2年間で切れるわけですね。ところが、公共施設等整備基金というのは、言うなれば期限の定めのない、そういうお金になるわけですけれども、これはどういうふうに理解すればいいのですか。

○八矢予算調製課総括課長 公共施設等整備基金は時限基金ではありませんが、交付金自体は平成23年度までの取り崩しが必要になるものでございまして、公共施設等整備基金に積み立てる22億円は、平成22年度当初予算でその全額を取り崩して事業を行うという予算を提出しているところでございます。

今回2月補正で22億円積んで、平成22年度当初予算でこの22億円を活用すると、そういうことでございます。

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○高橋昌造委員 実は先ほど平成21年度の補正のところでお聞きすればよかったのですが、実はこのふるさと岩手応援寄附の関係ですが、何か、この補正の最終額を見ても、どうも悲しくなるような。せつかく、制度上、この仕組みの中であるわけですので、前にも質問したことがあるのですが、いろんな岩手県のふるさと会とか、立派な企業人の方々もいらっしゃる、県内はもちろんのことですが。そこで、今現在、この応援寄附、たしか4項目だか5項目の指定寄附できるような形になっていると思うのですが、状況はどのようになっているか、お示し願いたいと思います。

○八重樫税務課総括課長 いわゆるふるさと納税、ふるさと岩手応援寄附の実績についてでありますけれども、平成21年度、平成22年1月末現在でございますが、寄附の申し出をいただいた分につきましては12件、45万1,500円という状況でございます。

○高橋昌造委員 今現在45万1,000円ですね。それで、総務部長にお聞きいたしますが、総務部長、このことに関してどういうふうな思いでいらっしゃるか。というのは、今度4月から、いわゆる秘書広報室という一つの室ができるのですが、私はその組織に大いに期待しているのですけれどもですね。いずれいわゆる岩手県で今不正経理とか何か、暗いニュースしかないので、ひとつやはり県民の皆さん方、出身者の方々にですね、岩手への思い、特に岩手から出ている人たちは、石川啄木ではないのですが、ふるさとの山に向かいて言うことなすと、本当にふるさとのありがたきかなという、そういう思いをですね、このような応援寄附で対応していただければ本当にありがたいと思うのです。

そこで総務部長、今後この制度、仕組みについてどのように運用していくか。また、どのように今のこの閉塞というか、もうどうにもならないような状況をですね、どのように打破していくお考えなのか、ひとつお聞かせ願えればと思います。

○菅野総務部長 本県にゆかりのある県外にお住まいの方、私も各地の県人会に出席させていただいたこともございます。それぞれの地域において活躍をいただいている県外の皆様は、やはり岩手に寄せる思いを本当に強く語っていただいておりますし、また、今年度は各部局で行って、いわゆる県外でいろいろな販売会とか何かをやらせていただいているわけでございますが、本県出身の方々は率先して駆けつけていただいておりますし、本県のいろいろな農産物、畜産物を率先して買っていただいていると、そういうことでございまして、本県の出身の方々の本県に寄せる思いというのは本当に強いものがあるかと思っております。それは私もあちらこちら行かせていただいておりますので実感を感じていただいているところでございます。

したがって、各本県ゆかりの方々が本県に応援していただけるやり方、いろいろあるかとは思っておりますし、今いろいろなやり方をいただいております。関西圏の方々においては、京都の駅伝等において選手の方々に率先して励ましていただいておりますし、甲子園に花巻東高校が出場した場合においては、本県ゆかりの方々が選手一人一人に励ましの言葉を現地で送っているということもございます。

したがって、寄附という格好ではそのような格好にとどまっているわけではございません。当然、莫大な宣伝費をかけてそういったものを広報するということは、コストパフォーマンスの問題がございしますが、そういう一人一人の職員がセールスマンとしてこういう制度がありますと、ぜひとも本県に少しでも思いをお寄せいただけないかということについては、私どもとしても、できる限り県外の皆様に訴えていながら、本県の知名度向上、もしくは県外にお住まいの方々が本県に寄せる思いにお応えをしていきたいと思っております。

○関根敏伸委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○関根敏伸委員長　ほかになれば、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は御苦労さまでございました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。